ドーピング防止規程改正

トーピング防止規模改正		
現行	改正案	備考
第1条〔世界ドーピング防止規程、日本ドーピング防止規程及び国際サッカー連盟ドーピング禁止規程〕 ① 財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という)は、世界アンチ・ドーピング機構(以下「WADA」という)が定める世界ドーピング防止規程(以下「WADA規程」という)、財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という)が定める日本ドーピング防止規程(以下「JADA規程」という)及び国際サッカー連盟(以下「FIFA」という)が定めるドーピング禁止規程(以下「FIFA規程」といい、「WADA規程」、「JADA規程」及び「FIFA規程」を総称して以下「WADA規程等」という)に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担う。	第1条〔世界ドーピング防止規程、日本ドーピング防止規程及び国際サッカー連盟ドーピング禁止規程〕 ① 財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という)は、世界アンチ・ドーピング機構(以下「WADA」という)が定める世界ドーピング防止規程(以下「WAD A規程」という)、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA規程」という)及び国際サッカー連盟(以下「FIFA」という)が定めるドーピング禁止規程(以下「FIFA規程」といい、「WA DA規程」、「JADA規程」及び「FIFA規程」を総称して以下「WADA規程等」という)に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担う。	公益財団法人へ移行のため
第9条 [通知] 本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、本協会は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。 (1) 財団法人日本オリンピック委員会 (2) 「WADA規程」第14.1項及び「JADA規程」第14.3項に基づき、通知を受ける権利を有する者(3)当該者の属するFIFA (4) JADA	第9条 [通知] 本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、本協会は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。 (1) 公益財団法人日本オリンピック委員会 (2) 「WADA規程」第14.1項及び「JADA規程」第14.3項に基づき、通知を受ける権利を有する者 (3) 当該者の属するFIFA (4) JADA	公益財団法人へ移行のため

(5) 本協会が通知を必要とするその他の者

<略>

第11条 [ドーピング防止規則違反の審査]

「WADA規程等」の違反を犯したとして記録された者が後日、「WADA規程等」の違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがスポーツ仲裁裁判所、日本スポーツ仲裁機構又はドーピング防止機関により明らかになった場合、本協会は「WADA規程等」の違反及びその「WADA規程等」の違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第9条により制裁措置が課された旨を通知された全ての者に対し、そのことを報告するものとする。

(5) 本協会が通知を必要とするその他の者

<略>

第11条 [ドーピング防止規則違反の審査]

「WADA規程等」の違反を犯したとして記録された者が後日、「WADA規程等」の違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがスポーツ仲裁裁判所、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構又はドーピング防止機関により明らかになった場合、本協会は「WADA規程等」の違反及びその「WADA規程等」の違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第9条により制裁措置が課された旨を通知された全ての者に対し、そのことを報告するものとする。

一般財団法人格取得のため